

目 次

は し が き

I 実用新案とはなにか

1. 実用新案制度の意義	1
(1) 物品の形状、構造または組合せに係る考案とは	3
(A) 考案	3
① 考案は自然法則を利用したもの	3
② 考案は技術的思想である	3
③ 考案は創作である	4
(B) 物品の形状、構造、組合せ	4
(2) 実用新案権とは	5
2. 実用新案と特許の相違と関係	6
(1) 相違点	6
(2) 関係	7
3. 実用新案と意匠の相違と関係	8
(1) 相違点	8
(2) 関係	10

II 実用新案登録を受けられる考案と受けられない考案

1. 実用新案登録を受けられる考案	11
(1) 産業上利用できる物品の形状、構造または 組合せに係る考案	12
(2) 新規性のある物品の形状、構造または 組合せに係る考案	12

(A) 公知でないこと	13
(B) 公然実施されていないこと	13
(C) 内、外を問わず頒布された刊行物に記載 されていないこと	14
(D) 新規性喪失の例外	15
① 考案を刊行物に発表したことによる 新規性喪失	16
② 指定学術団体の研究発表の結果による 新規性喪失	16
③ 試験による新規性喪失	16
④ 意に反しての新規性喪失	16
⑤ 博覧会出品による新規性喪失	17
(3) 進歩性のある物品の形状、構造または 組合せに係る考案	17
(A) きわめて容易にできる 「公知技術のよせ集め」の考案	18
(B) きわめて容易にできる 「公知技術の転用」の考案	18
(C) きわめて容易にできる 「公知技術の置換」の考案	18
(D) きわめて容易にできる 「公知技術の用途の変更」の考案	19
(E) きわめて容易にできる 「公知技術の形状、配列の変更」の考案	19
(F) きわめて容易にできる 「公知技術の数値限定」の考案	19
2. 実用新案登録をうけられない考案	20
Ⅲ 実用新案登録を受ける権利	21

IV 出願の手続

1. 出願することのできる者	23
(1) 考案者	23
(2) 実用新案登録を受ける権利の承継人	24
(3) 未成年者、禁治産者、準禁治産者	24
(4) 外国人	25
2. 1考案1出願の原則	25
3. 先願主義	26
4. 手続の通則	27
(1) 提出の効力	27
(2) 期間の計算	28
(3) 送達	29
5. 出願書類	30
(1) 願書	30
(A) 様式(規則様式1)	31
(B) 注意	33
① 出願手数料	33
② 年月日の記載について	33
③ 特許庁長官の記載について	33
④ 考案者の記載について	33
⑤ 出願人の記載について	33
⑥ 出願人の捺印について	35
⑦ 考案の名称の記載について	35
⑧ タイプ印書について	35
(2) 明細書	35
(A) 様式(規則様式3)	37

参考明細書	39
(B) 注 意	55
(3) 図 面	58
(イ) 電氣的なものの図面	58
(ロ) 化学的なものの図面	59
(ハ) その他	59
(A) 様 式 (規則様式 4)	60
(B) 注 意	61
(4) 添附書類	62
(A) 代表者選定届とその証明書	62
代表者選定届の様式 (規則 6—1 により 準用される特規則様式 1)	63
(B) 持分を定めた届書とその証明書	65
(C) 委 任 状	66
(D) 戸籍謄 (抄) 本、登記簿謄本	68
(E) 同 意 書	68
(F) 国籍証明書その他	69
6. 出願審査請求書	69
(A) 様 式 (規則 6—5 により準用する 特規則様式 17 の 2)	71
(B) 注 意	71
7. 出願書類の提出	72
(1) 提出の方法	72
(2) 提出の際の注意	73
8. 出願前の準備	73
V 出願の受付から登録または拒絶に至るまでに特許庁 が行なう手続の主なもの	

(1) 受 付	75
(2) 受 理 (方式審査)	75
(3) 出願の番号の通知	76
(4) 分類審査	76
(5) 出願公開	77
(6) 補正命令	77
(7) 補正の却下	77
(8) 出願公告の決定	78
(9) 出願公告	78
(10) 拒絶理由の通知	79
(11) 査 定	79
(12) 異議の決定	80
(13) 出願の無効	80

VI 出願中に 出願人が行なう 手続

(1) 手続補正書	81
(A) 様 式 (規則 6—1 により準用する 特規則様式 5)	82
(B) 注 意	83
(2) 手数料補正書	84
(3) 意 見 書	85
(A) 様 式 (規則 6—5 により準用する 特規則様式 13)	86
(B) 注 意	86
(4) 登録異議答弁書	88
(A) 様 式 (規則 6—5 により準用する 特規則様式 20)	89
(B) 注 意	90
(5) 登録料納付書	90
(A) 様 式 (規則 6—10 により準用する	

特規則32)	91
(B) 登録料	92
(6) 実用新案登録出願人名義変更届	93
(A) 様式(規則6—1により準用する 特規則様式7)	94
(B) 注意	95
(7) 氏名(名称)変更届	98
(8) 住所(居所)変更届	99
(9) 印鑑変更届	101
(10) 物件提出書	102
(11) 代理人選任(代理人変更、代理権変更、 代理権消滅)届	103
(12) 代理人受任(辞任届)	105
(13) 優先審査に関する事情説明書	107
(14) 出願取下書	109
(15) 出願放棄書	111
(16) 出願日訂正願	112
(17) 出願番号調査(発行)願	113
(18) 過誤納手数料返還請求書	115
(19) 優先権証明書差出書	115
(20) 書類謄本申請書	116
(21) 証明請求書	118

Ⅵ 拒絶査定謄本の送達を受けた場合

(1) 拒絶査定不服の審判の請求	119
(2) 変更の出願	119
(3) 分割出願	120

Ⅶ 特殊な実用新案登録出願

1. 分割の実用新案登録出願	121
----------------------	-----

(1) 意 義	121
(2) 出願書類	122
(A) 願書の様式（規則 6—4 により準用する 特規則様式 13）	123
(B) 注 意	124
2. 補正却下にもとづく実用新案登録出願	124
(1) 意 義	125
(2) 出願書類	126
(A) 願書の様式（規則 6—4 により準用する 特規則様式 15）	126
(B) 注 意	127

IX 変更出願

1. 特許出願から実用新案登録出願へ	129
(1) 意 義	129
(2) 出願書類	132
(A) 願書の様式（規則様式 2）	132
(B) 注 意	133
2. 意匠登録出願から実用新案登録出願へ	133

X 情報の提供と登録異議の申立

1. 情報の提供	135
(A) 様 式（規則 6—1 により準用する 特規則様式 7 の 2）	136
(B) 注 意	136
2. 登録異議の申立	136

(1) 意 義	137
(2) 手続書類	139
(A) 様 式（規則 6—5 により準用する 特規則様式 19）	139
(B) 注 意	140
XI 権利の保全	
(1) 登録手続	141
(2) 実用新案登録の表示	142
(3) 権利の侵害防止	142
(4) 権利の実施化	143
XII 外国への出願	145
XIII 弁理士の委嘱について	
(1) 弁理士	147
(2) 弁理士の主たる業務	147
(A) 特許出願（実用新案登録出願、意匠登録、 商標登録出願）その他特許等に関する請求、 手続の代理	148
(B) 鑑定その他の行為	148
(C) 出願の指導、権利の保全、実施化の指導	148

付 録

審査、審判事務系統一覧表	149
特許料および登録料金表	150
手数料一覧表	151
外国特許出願補助制度の概要	152
1. 申請者の資格	152
2. 申請しうる発明	153
3. 補助の対象となる経費および補助額	153
4. 申請の手続	154
5. 補助金の返還	155
特許・実用新案の企業化促進のための権利譲渡または 実施許諾に関する公示制度	155
特許または実用新案の公示申込み手続きと公示方法	155
工業所有権公報類の閲覧施設	157
特許庁行政に対する通商産業調査会の協力	163